

関西外語専門学校 専門課程 新型コロナウイルス感染症 予防 ガイドライン

専門課程 教務課

このガイドラインは対面授業再開に向け、感染症リスクを低減するための指針を示すものです。
なお、本指針は今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意下さい。

1 感染症対策に関する考え方

登校対面授業再開における感染症対策の基本方針は以下の通りとします。

- ・手洗いや咳エチケット、マスクの着用などの基本的な感染症対策の徹底
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを回避
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多くの人が密集
 - ③近距離での会話や発声
- ・学生・学校・講師の間で、常に滞りなく連絡ができるようにしておく。
(受信メールの確認、受信メールBOXがいっぱいになっていないか確認必須)
- ・特定の地域におけるクラスターの発生状況や大阪府内、市内の患者の発生状況等によっては、休校措置、もしくは対面授業開始後も再び遠隔授業への移行を行う場合がある。

2 具体的な感染症予防策

(1) 学生

- ①学生は校舎に入る際は必ず手指の消毒をすること。
- ②校内では、手洗い・咳エチケット・授業中のマスクの着用を義務とする。
- ③毎朝、自宅で検温し、検温票に毎日記入、金曜日に学校に提出する。
発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養すること。
- ④登校前に検温ができなかった学生については、教務室での検温、及び体調を報告する。
- ⑤当面の間学生はエレベータの使用を禁止。
- ⑥学生は、本館の校舎のみ入館可。本館と新館・別館間の行き来禁止。
- ⑦授業中、体調不良となった場合は、速やかに帰宅しなければならない。
その場合の学校内での滞留・休憩（保健室の使用など）は認められない。
- ⑧通学時には、公共交通機関内での会話を控えるなど、飛沫拡散の防止に努める。

(2) 教職員・講師

- ①教職員・講師は校舎に入る際は必ず手指の消毒をすること。
- ②教職員・講師は、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底すること。
- ③健康状態に不安がある場合には無理な出勤をしないこと。発熱等の風邪の症状がみられるときは学校へ連絡の上自宅で休養するなど、感染拡大の可能性を考慮した上で適切に行動すること。

④校内では、授業中のフェイスシールド着用時を除いて、必ずマスクを着用すること。

(3) 校内環境整備

- ①適切な環境保持のため、教室のドアや窓は常に開放し、換気を行う。(3月に配布の換気の指針を参照) 空調や衣服による温度調節を含めて、温度・湿度の管理に努める。
- ②校舎の入り口、各階のエレベータ前に消毒液を設置する。
- ③校舎への入り口はメイン玄関のみとする。
- ④当面の間エレベータは教員のみを使用とする。
- ⑤各教室用に消毒液と除菌シートを準備。講師は授業で教室に行く際、携帯することができる。
- ⑥教室やトイレなど、学生等が利用する場所のうち、特に多くの学生等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用し消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ⑦教務室の講師テーブルには対面を避けるつい立てを設置する。
- ⑧トイレの窓は常に開放しておく。

(4) 授業時間・教室内

- ①学生はマスクを必ず着用とする。マスクを着用していない学生は直ちに教務室でマスクを購入し着用すること。(マスク1枚50円で販売)
講師は授業中、飛沫の拡散防止のためフェイスシールドを着用する。フェイスシールド着用中に限り、マスクは必ずしも着用する必要はない。(講師には布マスク2枚とフェイスシールド1個を配布済み)
- ②近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は控える。
やむを得ず学生の会話や発声などが必要な場合は、適切な距離を保ちマスク着用の上で行う。
- ③授業中、学生等が体調不良を訴えた場合は、速やかに教務室に移動する。その後、直ちに帰宅。
- ④授業中の飲食は原則禁止とし、必要な水分の補給のみ可とする。
- ⑤教室内の机は1つずつ配置し、従来のように、2つ以上横並びにつけて並べてはいけない。
- ⑥授業終了後、教職員・講師は使用した教室の窓を開けたままにしておく。
- ⑦教室内で飛沫が飛んだと予想される箇所には消毒液を噴霧する。
- ⑧PC教室内でのPCは使用后、使用前に学生は除菌シートで拭く。

(5) 校舎内での昼食・飲食

- ①学生は対面して飲食する形態を避け、食事時の会話を控える。飲食後はすぐにマスクを着用する。
- ②教室の飲食可能な定員数を設け、指定席でのみ飲食可とする。

(6) 休み時間

- ①教室のドア、窓は開放し、十分な換気を行う。
- ②手洗いはこまめにする。
- ③喫煙所では適切な距離をとる。

(7) 授業終了後

最終授業終了後は速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないようにすること。
当面の間、放課後学校に残っての自習・歓談は禁止とする。

3 学生登校の判断

(1) 学生に対し、学校が登校すべきでないと判断した場合、学生は公欠扱いとなる。

(2) 海外から帰国・渡日した学生について

①国や地域を問わず、留学等から帰国・渡日した学生については、帰国・渡日後2週間は本人又は保護者と学校の連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、留学先・帰国先によっては、日本に帰国・渡日した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

②これらの場合の出欠の扱いは公欠として扱う。

(3) 感染症の予防上、学生を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の予防上、学生をその保護者等が出席させなかった場合の出欠の扱いについては、学生に課題を与え課題の提出をもって出席とする、もしくは公欠とする。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、段階に応じた指導を行う。

5 教職員・講師の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、検温表に記入しておくこと。

管理職は毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、最低3週間は保管すること。

(2) 風邪の症状がみられるときには、自宅で休養すること。

登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに部門長または校長に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

(3) 教職員・講師が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制については、別途検討する。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

(5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

以上